

都道府県別表目次

1. 第1表 納税義務者数に関する調	1	(ウ) 決定価格	189
2. 第2表 総括表		(エ) 課税標準額	227
(ア) 地積	2	(オ) 筆数	265
(イ) 決定価格	11	6. 第11表～第12表 農地の負担調整に関する調	
(ウ) 課税標準額	20	(法定免税点以上のもの)	
(エ) 筆数	29	(ア) 納税義務者数	303
(オ) 単位当たり平均価格	38	(イ) 地積	315
3. 第3表 納税義務者区分による土地に関する調		(ウ) 決定価格	327
(法定免税点以上のもの)		(エ) 課税標準額	339
(ア) 納税義務者数	41	(オ) 筆数	351
(イ) 地積	47	7. 第13表～第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調	
(ウ) 決定価格	53	(法定免税点以上のもの)	
(エ) 課税標準額	59	(ア) 納税義務者数	363
(オ) 筆数	65	(イ) 地積	399
(カ) 単位当たり平均価格	71	(ウ) 決定価格	435
4. 第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)		(エ) 課税標準額	471
(ア) 納税義務者数	77	(オ) 筆数	507
(イ) 地積	83	8. 第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)	
(ウ) 決定価格	89	(ア) 地方税法第349条の3第10項	543
(エ) 課税標準額	95	(イ) 〃 第349条の3第12項	544
(オ) 筆数	101	(ウ) 〃 第349条の3第20項	545
(カ) 単位当たり平均価格	107	(エ) 〃 第349条の3第23項 (1/3特例適用分)	546
5. 第5表～第10表 宅地等の負担調整に関する調		(オ) 〃 第349条の3第23項 (1/6特例適用分)	547
(法定免税点以上のもの)		(カ) 〃 第349条の3第24項	548
(ア) 納税義務者数	113	(キ) 〃 第349条の3第28項	549
(イ) 地積	151	(ク) 〃 附則第15条第11項	550
		(ケ) 〃 附則第15条第17項	551

(コ)	地方税法附則第15条第20項（ $\frac{1}{2}$ 特例適用分）	552
(サ)	〃 附則第15条第20項（ $\frac{3}{4}$ 特例適用分）	553
(シ)	〃 附則第15条第21項	554
(ス)	〃 附則第15条第24項	555
(セ)	〃 附則第15条の2第2項	556
(ソ)	〃 附則第15条の3第1項（ $\frac{3}{4}$ 特例適用分）	557
(タ)	〃 附則第15条の3第1項（ $\frac{1}{2}$ 特例適用分）	558
(チ)	平成10年改正法附則第6条第9項による 旧法附則第15条第19項	559
(ツ)	平成11年改正法附則第8条第8項による 旧法第349条の3第27項	560
(テ)	平成18年改正法附則第13条第9項による 旧法第349条の3第31項	561
(ト)	平成26年改正法附則第12条第8項による 旧法附則第15条第27項	562
(ナ)	合 計	563
(ニ)	地方税法附則第15条の8第2項	564
(ヌ)	〃 附則第29条の5第7項	565
(ネ)	〃 附則第29条の5第8項	566
(ノ)	〃 附則第29条の5第16項	567
(ハ)	〃 附則第29条の5第17項	568
(ヒ)	〃 附則第55条第4項	569
(フ)	〃 附則第55条第6項	570
(ヘ)	〃 附則第55条第8項	571
(ホ)	〃 附則第55条の2第4項	572
(マ)	〃 附則第55条の2第6項	573
(ミ)	〃 附則第55条の2第8項	574
(ム)	〃 附則第56条第1項	575
(メ)	〃 附則第56条第10項	576
(モ)	〃 附則第56条第13項	577
(ヤ)	平成24年改正法附則第8条第12項 (旧法附則第56条第13項)	578

9. 第18表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調	
(ア)	介 在 田	579
(イ)	介 在 畑	581
(ウ)	宅地介在山林	583
(エ)	農地等介在山林	585
(オ)	市街化区域農地 田	587
	畑	595
	計	603

10. 第19表	負担調整措置等による軽減額に関する調	
(ア)	一 般 田	611
(イ)	一 般 畑	612
(ウ)	宅 地（宅地A・Bを除く）	613
(エ)	一般山林	614
(オ)	(ア)～(エ)の計	615
(カ)	宅地A（農業用施設用地・農地＋造成費）	616
(キ)	宅地B（生産緑地地区内の宅地・農地等＋造成費）	617
(ク)	一般市街化区域農地	618
(ケ)	(ア)～(エ)、(カ)～(ク)以外の地目の計	619
(コ)	(カ)～(ケ)の計	620
(サ)	合 計	621

11. 第20表	段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調	
(ア)	納税義務者数	622
(イ)	決定価格	626
(ウ)	課税標準額	630
(エ)	総 地 積	634